



一人4万円の定額減税の実施について

■対象者 所得税や住民税を払っている会社員や個人事業主で、合計所得金額が1805万円以下
所得税は2024年の所得、住民税は2023年の所得

■減税額 本人と扶養家族の人数×4万円(所得税3万円+住民税1万円)
例えば、妻が課税者で子ども2人を扶養している場合、3×4万円=12万円

◇給与所得者で税金が給与天引き(源泉徴収)の場合

所得税	2024年6月分の給与・賞与から3万円(×減税対象人数)が控除される。6月だけで控除しきれない場合は、翌月以降の給与から控除する。
住民税	2024年7月～2025年5月分の11か月で均等に分けて控除。

※住民税が源泉徴収されていない場合も同様です。

◇個人事業主でご自分で確定申告して納税されている場合

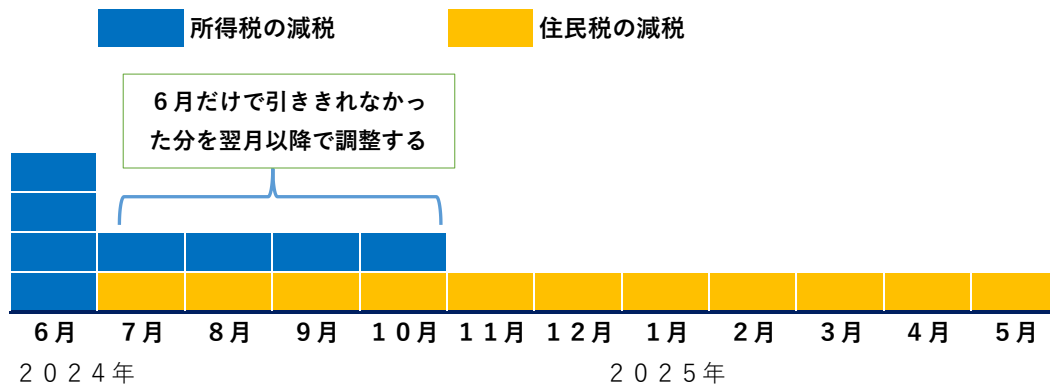
所得税	所得税の予定納税をしていない個人事業主は、2024年分の確定申告の際に控除する。 ※所得税の予定納税がある場合、2024年6月に通知が届くので、7月31日までに「予定納税額の減額申請」を提出。
住民税	2024年度の第1期分で控除される。 第1期だけで控除できない場合は、第2期以降で控除される。

◇公的年金から税金が特別徴収されている場合

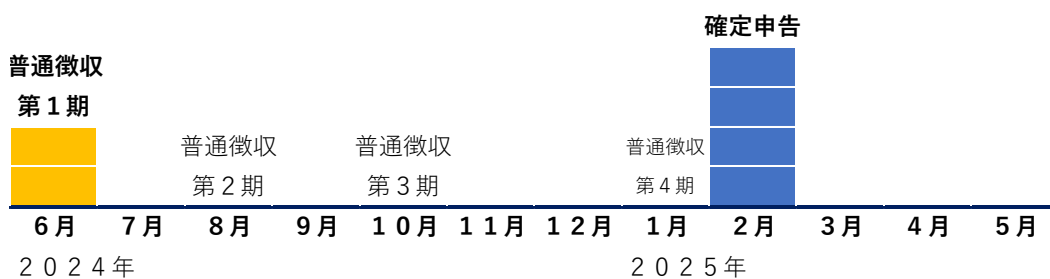
所得税	2024年6月支給の年金の特別徴収税額から控除され、控除しきれない分は8月支給分以降に順次控除。
住民税	2024年10月支給の年金の特別徴収税額から控除され、控除しきれない分は12月分以降の税額から順次控除。 ※年度内に控除しきれない場合は、調整給付金として給付(1万円単位で給付)。

※2024年に、はじめて源泉徴収する場合は、6月支給年金の特別徴収税額から控除が始まる。

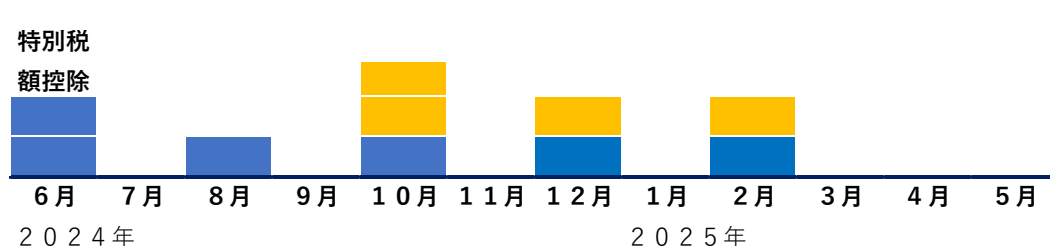
給与所得で源泉徴収されている場合の大まかなスケジュール



個人事業主の定額減税の大まかなスケジュール



公的年金から特別徴収されている場合の定額減税の大まかなスケジュール



渋谷区議会臨時会…定額減税のうちの住民税減税のため条例改正
政府の定額減税(一人4万円)の実施方法が明らかに

物価高騰に無為無策の岸田政権への批判が広がるなかで、2024年度には一人4万円の定額減税(所得税3万円+住民税減税1万円)が実施されます。渋谷区議会は4月17日、臨時

区議会を開催し、4万円の定額減税のうちの1万円分である住民税の減税を実施するための「渋谷区特別区税条例の一部を改正するた

め条例」を審査し、全会派一致で可決しました。複雑で、減税実感に乏しい定額減税の実施方法の全体像は、左に掲載した通り

住民税の徴収はありませぬ。住民税は、1年分の住民税から定額減税分を控除した額を7月～2025年5月分までの11か月で均等に徴収されることとなります。一方、個人事業主は、住民税の減税は6月の第1期の納付分から控除されますが、所得税は来年の2～3月に本人が確定申告をしてはじめて定額減税が控除さ

れることとなります。年金生活者は、所得税減税は6月支給分から、住民税減税は10月支給分から減税が受けられることとなります。消費税5%減税こそ実施すべき
実質賃金は23か月連続減少し、物価高騰による3年間の負担増は、2人以上の世帯で28万円と深刻ななかで、今回の定額減税は、たった1回だけ、制度も複雑で効果も限定的です。低所得者ほど効果が大きく、物価引き下げの効果もある消費税減税こそ実施すべきです。